



市民とともに150年、
相続登記は司法書士へ

令和4年 8月7日(日) 全国一斉

“遺言・相続”相談会 開催

そ う ぞ く つ な ぐ
 0120-33-9279

(当日のみ通話可) 10時～16時

同日、面談による「遺言・相続」無料相談会も開催

JR和歌山駅前 和歌山県 JA ビル1階 (10時～15時 ※要予約)

同時開催：法務局職員による「自筆証書遺言書保管手続」についての無料相談会

● 相続に関するご相談は、

司法書士総合相談センター TEL：073-422-4272 及び

相続登記相談センター TEL：073-422-0568 で

常時受け付けております。

相続登記が義務化されます
(令和6年4月1日施行)



- ・現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談（平日午前10時～午後3時まで）で対応させていただきます。
- ・簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。



※会場には駐車場がありません。近隣駐車場をご利用いただくか、公共の交通機関をご利用ください。

和歌山県司法書士会

予約・お問い合わせ

電話 (073) 422-0568

後援 和歌山地方法務局